

お知らせ

❖十和田市役所の住所

〒034-8615
十和田市西十二番町6番1号

❖十和田市役所の電話番号

(代表) 0176-23-5111

※土・日曜日、休日は閉庁

❖市ホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/>

QRコードはこちら▶



QRコードは開庁デンソーウェブの登録商標です。

❖お知らせの表記

申…申込先

問…問い合わせ先

「申し込み方法(★)」…申請書や申込書などは、担当課に備え付けまたは市ホームページからダウンロードできます。

※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えします。ご連絡ください。

暮らし

「広報とわだ」はシティプロモーション課に移管しました

4月1日から「広報とわだ」に関する業務は、「みらい戦略部シティプロモーション課シティプロモーション係」に移管しました。

「お知らせ欄」「市民の広場」への掲載依頼の提出先は、同係(市役所本館2階)へ変更となります。

申問シティプロモーション課

☎ 0176-51-6702

FAX 0176-22-9399

カタログポケットで「広報とわだ」を読みませんか

スマートフォンアプリ「カタログポケット」では、文字のポップアップ表示、自動音声の読み上げができます。

問シティプロモーション課

☎ 0176-51-6702

QRコードからアクセスしてください▶



令和8年度国民年金保険料学生納付特例の申請受け付け中

本制度を希望する学生で20歳になる人は、誕生日の前日以降に申請が必要です。なお、マイナポータルから電子申請もできます。

詳しくはこちらから▶



■学生納付特例制度

20歳以上の学生で所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、在学中の保険料納付が猶予される制度です。

持ち物 ▶マイナンバーカードまたは基礎年金番号通知書▶在学証明書(原本)または学生証の写し(両面)▶本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

※別世帯の人が代理で申請する場合は、委任状、代理人の本人確認書類が必要です。

※令和7年度の学生納付特例を2月末までに承認された人で、4月以降も引き続き在学予定の人には、日本年金機構からはがきを送付されます。令和8年度も申請する人は、はがきを返送してください。

※令和6年度、7年度にさかのぼって申請を希望する場合はご相談ください。

4月から国民年金の保険料が変わります

令和8年度国民年金保険料は、月額17,920円です。4月上旬に日本年金機構から国民年金保険料納付案内書(納付書)が郵送されますので、納期限までに納付してください。

なお、保険料が割引になる前納や口座振替、クレジットカード納付を希望する場合は、お早めにご相談ください。

申問国保年金課☎ 0176-51-6753、八戸年金事務所☎ 0178-44-1742

固定資産の縦覧・閲覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧により、固定資産の評価額を近隣のものと比較したり、固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の縦覧により、自分の固定資産税の課税内容を確認することができます。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)(土・日曜日、休日を除く)

縦覧できる人 固定資産税の納税者本人 ※土地のみ課税されている人は土地のみ、家屋のみ課税されている人は家屋のみ縦覧可能です。

■固定資産課税台帳の閲覧

閲覧期間 通年(土・日曜日、休日を除く)

閲覧できる人 固定資産税の納税義務者本人、借地人、借家人、固定資産を処分する権利を有する人 ※借地人、借家人は賃貸借契約書など、固定資産を処分する権利を有する人は権利を証明する書類の提示が必要です。

手数料 4月1日(水)～6月1日(月)は無料(その他の期間は300円)

■いずれも

受付時間 午前8時30分～午後4時30分

ところ 税務課

必要な物 ▶本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

▶代理人が申請する場合は委任状(法人の場合は代表者印を押印した申請書または委任状)

問税務課☎ 0176-51-6768(土地)、☎ 0176-51-6769(家屋・償却資産)